

議案第 4 号

茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を定める  
よう市長に申し入れることについて

茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定め  
るよう市長に申し入れます。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱（平成 11 年茂原市告示第 14 号）の一部を  
次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「女性の社会参加」を「成人教育」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

補助対象事業	補助対象事業の種目	補助金の額
青少年教育の 普及、向上又は 奨励のための 援助、助言の事 業	青少年相談員活動事業	補助対象経費の 3 分の 2 以内に県補助金を 加えた額以内とする。
	P T A 連合会活動事業	補助対象経費の 3 分の 2 以内とする。
	青少年育成茂原市民会議 活動事業	補助対象経費の 3 分の 2 以内とする。
	青少年補導員連絡協議会 活動事業	補助対象経費の 3 分の 2 以内とする。

青少年健全育成に関する事業	子ども会育成連合会活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。
	ボーイスカウト活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。
	茂原少年少女発明クラブ活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。
	子どもセンター活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。
芸術文化の普及、向上又は奨励のための援助、助言の事業	文化協会活動事業	補助対象経費以内とする。
芸術文化振興に関する催しの開催事業	もばら音楽祭事業	補助対象経費の4分の3以内とする。
	茂原交響楽団活動事業	補助対象経費以内とする（茂原市衛藤五郎音楽文化振興基金の積立金、当該積立金の運用益金及び当該基金に対する特定寄付金を原資とする。）。
	茂原市音楽協会活動事業	補助対象経費以内とする（茂原市衛藤五郎音楽文化振興基金の積立金、当該積立金の運用益金及び当該基金に対する特定寄付金を原資とする。）。
	音楽文化振興団体活動事業	補助対象経費以内とする。（茂原市衛藤五郎音楽文化振興基金の積立金、当該積立金の運用益金及び当該基金に対する特定寄付金を原資とする。）。
文化財の保護、保存、伝承、活用に関する事業	郷土芸能等保存団体活動事業	補助対象経費以内とする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由 平成31年3月末で茂原市連合婦人会が解散することに伴い、補助金交付要綱から連合婦人会活動事業を削り、併せて所要の改正を行うものです。